

宇部市国民健康保険一部負担金の徴収の猶予及び、減額、免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項及び宇部市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第6号。以下「市規則」という。）の規定に基づき、災害、失業等の特別な理由による一時的に生活困窮となった場合の一部負担金（法第57条の規定により高額療養費を支給するときは、一部負担金の額から当該高額療養費の額を差し引いたものをいう。以下同じ。）の減額若しくは免除及び徴収の猶予（以下「減免等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 平均収入月額 国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）及び被保険者の属する世帯の世帯主について、第3条に規定する特別の理由（以下、「特別の理由」という。）の生じた日の属する月前6か月間（職種によっては1年間）における1か月当たりの平均の収入額
- (2) 平均収入見込額 減免等の申請日の属する月から起算して6か月間（職種によっては1年間）における被保険者及び被保険者の属する世帯の世帯主（以下「被保険者等」という。）の1か月当たりの平均の収入の見込額
- (3) 基準額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合計額に1000分の1155を乗じて得た額

(特別の理由)

第3条 法第44条第1項の特別の理由とは、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主（擬制世帯主を含む。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することをいう。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた場合
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少した場合
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合
- (4) 前3号に掲げる事由に類する場合

(減免等の条件等)

第4条 市長は、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が前条各号のいずれかに該当し、被保険者等の利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用したとしても、一部負担金を支払うことにより最低限度の生活の維持が困難となる場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者に対し、減免等を行うものとする。

- (1) 減免等の申請の日までに納期が到来した保険料を完納していること。
 - (2) 前号に規定する保険料に未納がある場合において納付誓約を行っていること
- 2 減免等の対象となる一部負担金は、被保険者の入院療養費（同月内の入院前後の外来分を含む。）とする。ただし、外来のみのときは、被保険者1人につき継続的な療養費が月額3,400円以上（被保険者が70歳以上のときは15,000円以上）のものとする。

(一部負担金の徴収の猶予)

第5条 市長は、特別の理由により、被保険者等の平均収入見込額が平均収入月額を下回り基準額に1.3を乗じて得た額以下となるときは、被保険者等の生活実態及び不動産、動産等資産の状況を総合的に判断し、一部負担金の徴収を猶予するものとする。

2 一部負担金の徴収を猶予する期間は、特別の理由が生じた日から 12か月間において、6か月分以内の一部負担金につき、1か月単位の更新制により 6か月の期間を限度とする。
(一部負担金の減額)

第6条 市長は、特別の理由により、被保険者等の平均収入見込額が平均収入月額を下回り基準額に 35, 400 円を加算した額以下となり、かつ、被保険者等の預貯金の額が基準額の 3か月分の額以下となるときは、被保険者等の生活実態及び不動産、動産等資産の状況を総合的に判断し、一部負担金の減額を行うものとする。

2 一部負担金を減じる額は、特別の理由が生じた日から 12か月間において 1か月単位の更新制とし、6か月分を限度として次の算式により算出した額とする。この場合において、当該算出した額が負の値となるときは、一部負担金は減額しない。

一部負担金の額（1か月分）－（平均収入見込額－基準額）

(一部負担金の免除)

第7条 市長は、特別の理由により、被保険者等の平均収入見込額が平均収入月額を下回り基準額以下となり、かつ、被保険者等の預貯金の額が基準額の 3か月分の額以下となるときは、被保険者等の生活実態及び不動産、動産等資産の状況を総合的に判断し、一部負担金を免除するものとする。

2 一部負担金の免除は、特別の理由が生じた日から 12か月間において 1か月単位の更新制とし、6か月分を限度とし、行うものとする。

(申告書等の提出)

第8条 減免等の措置を受けようとする世帯主は、市規則第 16 条第 1 項の国民健康保険一部負担金減免等申請書に生活状況申告書（様式第 1 号）及び同意書（様式第 2 号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(処分結果の通知)

第9条 市長は、前条の申告書等の受理した日から起算して 21 日以内に、申請に係る処分結果を市規則第 16 条第 2 項の国民健康保険一部負担金減免等承認書で通知するものとする。ただし、やむを得ない事由により通知することができない場合は 30 日を限度として通知するものとする。

2 一部負担金の減免等を行う場合において、申請日の属する月分から行うものとする。

(減免等の取消)

第10条 市長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免等を受けた被保険者がある場合において、これを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免等を取り消すものとする。この場合において、被保険者が療養取扱機関において療養の給付を受けた者であるときは、市長は、直ちに減免等を取り消した旨及び取り消しの年月日を当該療養取扱機関に通知するとともに、当該被保険者がその取り消しの日の前日までの間に、減免等によりその支払を免れた額を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。